

主な監査の着眼点	監査結果のポイント	監査の結果に添えて提出する意見	用語の説明等																	
<p>1 道路・港湾を中心とした老朽化対策に係る財務事務の執行は、法令等に従って適切に実施されているか。</p> <p>2 財務事務について、経済性、有効性、効率性が確保されているか。</p>	<table border="1" data-bbox="519 289 1409 367"> <tr> <td>指摘事項</td> <td>書類記載および整理保存</td> <td>不備 2 件</td> <td>改善 1 件</td> <td>勸奨 1 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事請負に係る内部統制</td> <td>不備 - 件</td> <td>改善 6 件</td> <td>勸奨 1 件</td> </tr> </table> <p>法令や条例違反等の発見はない。書類の記載、整理上の指摘。(着 1) 落札者決定プロセスにおける議事録作成や委員の押印の徹底。(着 2) 実績との乖離が見られた点検・補修費用の見積方法の見直し。(着 2)</p> <p>監査所感 【テーマ 1】</p> <p>1) 単純に入札価格のみを基本に落札者が決まるような入札形態は、今や少数形態となっている。</p>	指摘事項	書類記載および整理保存	不備 2 件	改善 1 件	勸奨 1 件		工事請負に係る内部統制	不備 - 件	改善 6 件	勸奨 1 件	<p>【テーマ 1】工事請負の契約者決定に係る内部統制</p> <p>意見 1 競争入札における内部統制について (P132)</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)の施行及びその後の改正に伴う入札形態の多様化に応じて、入札参加者や落札者の決定過程の公正性・透明性を確保する内部統制の重要性が高まっている。関連する内部統制が、有効に機能するよう確実に実施するとともに、必要があれば改善を検討。</p>	<p>行動計画</p> <p>インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画</p> <p>個別施設計画</p> <p>行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画</p>							
指摘事項	書類記載および整理保存	不備 2 件	改善 1 件	勸奨 1 件																
	工事請負に係る内部統制	不備 - 件	改善 6 件	勸奨 1 件																
<p>3 老朽化した施設に対する維持管理(点検・補修・改修・更新等)を行うための計画が適切に策定され、全体として効率的・効果的な実行管理がなされているか。</p>	<table border="1" data-bbox="519 642 1409 787"> <tr> <td rowspan="4">指摘事項</td> <td>大分県管理指針</td> <td>不備 - 件</td> <td>改善 4 件</td> <td>勸奨 - 件</td> </tr> <tr> <td>施設類型毎の行動計画</td> <td>不備 - 件</td> <td>改善 4 件</td> <td>勸奨 2 件</td> </tr> <tr> <td>個別施設計画</td> <td>不備 1 件</td> <td>改善 4 件</td> <td>勸奨 1 件</td> </tr> <tr> <td>行財政アクションプラン</td> <td>不備 - 件</td> <td>改善 - 件</td> <td>勸奨 1 件</td> </tr> </table> <p>総務省策定指針に沿った大分県管理指針の改訂。施設類型毎の行動計画の策定と織り込むべき内容。個別施設計画の策定単位と数量化の問題。</p> <p>監査所感 【テーマ 2】及び後述の【監査後記 1】【テーマ 6】</p> <p>1) 大分県管理指針(平成 27 年 7 月)は、他県に比べて早期に策定したのはいいが、その後他県が公共施設等総合管理計画を策定・公表したものと比較すると定められた事項の記載漏れが目立ち、具体性も乏しい。</p> <p>2) 大分県管理指針で「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を策定していないことが、計画体系の混乱に影響している。</p> <p>3) 大分県行財政改革アクションプランの「利用低下した管理施設の廃止や市町村への移管」の方針は、インフラ資産の場合、現実には容易でない。</p> <p>4) ライフサイクルコストの算定には、技術的・量的問題がある(特に道路)。</p>	指摘事項	大分県管理指針	不備 - 件	改善 4 件	勸奨 - 件	施設類型毎の行動計画	不備 - 件	改善 4 件	勸奨 2 件	個別施設計画	不備 1 件	改善 4 件	勸奨 1 件	行財政アクションプラン	不備 - 件	改善 - 件	勸奨 1 件	<p>【テーマ 2】全庁的な公共施設マネジメントの構築</p> <p>意見 2 大分県の長寿命化計画の体系見直しについて (P134)</p> <p>大分県の公共施設等総合管理指針(行動計画)と施設類型毎の行動計画や個別施設計画について、体系的な整理が不十分であり、混乱が見られる。県有財産経営室が全庁をリードし、体系的かつ網羅的に、必要な計画を具体的に定める必要がある(既存の計画の位置付けを含む)。</p> <p>意見 3 個別施設計画の策定単位について (P135)</p> <p>個別施設計画は、健全度評価を行う施設(構造物)単位ではなく施設管理者が優先度評価やコストの平準化の検討を行うのに適した施設の集合体を単位として策定すべきであり、また、メンテナンスサイクル、特に定期点検のサイクルにも配慮する必要がある。</p> <p>意見 4 マネジメントの相違と管理組織について (P138)</p> <p>県有建築物(事業用資産)はファシリティマネジメント、公共インフラ施設(インフラ資産)はインフラマネジメントと区分して捉えることも合理的であり、上位の管理組織をこの区分に従って分けることが考えられる。(例えば、インフラ経営室のようなものを設置)。</p> <p>意見 5 PDCA サイクルを回す組織体制の構築 (P140)</p> <p>総務省策定指針の平成 30 年 2 月の改訂を踏まえ、PDCA サイクルを具体化する必要がある。まずは数値目標の設定や評価手法の研究とともに、各担当課の実情を詳細に把握すべきである。</p>	<p>大分県管理指針</p> <p>大分県公共施設等総合管理指針(全庁的な行動計画)</p> <p>総務省策定指針</p> <p>公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針</p> <p>ファシリティマネジメント</p> <p>主に事業用資産を念頭においた資産管理手法</p> <p>インフラマネジメント</p> <p>アセットマネジメントを中心にして超長期的な公共インフラの維持管理を行う手法</p> <p>上位の管理組織</p> <p>PDCA 等の統括マネジメント業務を行う組織</p> <p>個別台帳</p> <p>公有財産台帳とは別に道路法等の個別の法律に基づいて作成される道路台帳等をいう。</p>
指摘事項	大分県管理指針		不備 - 件	改善 4 件	勸奨 - 件															
	施設類型毎の行動計画		不備 - 件	改善 4 件	勸奨 2 件															
	個別施設計画		不備 1 件	改善 4 件	勸奨 1 件															
	行財政アクションプラン	不備 - 件	改善 - 件	勸奨 1 件																
<p>4 道路台帳・港湾台帳等による資産管理、その他の施設情報の管理は、適切に行われているか。</p>	<table border="1" data-bbox="519 1356 1409 1434"> <tr> <td>指摘事項</td> <td>施設情報の個別台帳・管理システム登録</td> <td>不備 3 件</td> <td>改善 - 件</td> <td>勸奨 2 件</td> </tr> </table> <p>港湾台帳で記載事項の記載漏れ、漁港台帳で誤りの未修正。定期点検結果や補修工事の概要をシステムへ登録漏れ(システム上の限界の問題もある)</p> <p>監査所感 【テーマ 5】及び【監査後記 3】</p> <p>1) 施設情報の一元化は、業務の効率化や賢いマネジメントを実現するためには今後取り組まざるを得ないが、まだイメージは描けていない。</p> <p>2) 点検・診断結果、保全対策、補修履歴等の技術情報の一元化は、担当課内ではある程度取り組んでいる。国の情報プラットフォームの利用も含め、統一的な視点に基づく全庁的な取組みが今後の課題。</p> <p>3) まずは、法定の個別台帳と固定資産台帳のデータを一元的なデータベースで管理することが望まれる。</p>	指摘事項	施設情報の個別台帳・管理システム登録	不備 3 件	改善 - 件	勸奨 2 件	<p>【テーマ 5】固定資産台帳と個別台帳等の連動問題</p> <p>意見 17 固定資産台帳と個別台帳の連動について(目指すべき方向) (P157)</p> <p>固定資産台帳と個別台帳とを一元的に管理できるようにするのが望ましい。具体的には、固定資産台帳と個別台帳の共通のデータベースを構築し、入力・管理を一括で行えるようにした上で、様式上個別台帳に必要な項目が個別台帳に表示され、固定資産台帳に必要な項目が固定資産台帳に表示されるようにすることが望まれる。</p> <p>意見 18 資産計上の単位の共通化について (P157)</p> <p>大分県では、固定資産台帳では施設類型単位、あるいはその一つ下位区分の管理施設単位で計上されている。効率性の観点からも固定資産台帳と個別台帳の記載単位や記載区分をある程度共通化することで双方の連動を図り、さらには会計的な除却等の処理にも対応できるよう精緻化することが望まれる。</p> <p>意見 19 固定資産台帳の追加登録項目について (P158)</p> <p>固定資産台帳を公共施設マネジメントに活用するために、情報として、どのような追加項目が必要か、今後検討の上、必要な追加項目についても個別台帳と固定資産台帳の共通データベースで一元管理することが望ましい。</p>	<p>【監査後記 3】</p> <p>共有データベース</p> <p>インフラマネジメントを有効に行うためには、資産の評価、分析、投資計画の決定、維持管理の効率化等それぞれの段階で必要になるデータが容易に得られるような共有データベースの整備が不可欠である。また、この共有データベースを活用することで県と市町村、施設利用者との情報共有が可能となる。今後様々に活用できる共有データベースの構築(国のプラットフォームの活用を含む)に尽力されたい。</p>												
指摘事項	施設情報の個別台帳・管理システム登録	不備 3 件	改善 - 件	勸奨 2 件																

主な監査の着眼点	監査結果のポイント	監査の結果に添えて提出する意見	用語の説明等										
<p>5 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(平成27年1月総務省資料)に従って、固定資産台帳が適切に作成されているか。</p>	<table border="1" data-bbox="519 254 1418 327"> <tr> <td>指摘事項</td> <td>開始時の処理</td> <td>不備 13件</td> <td>改善 - 件</td> <td>勸奨 1 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開始後の処理</td> <td>不備 7 件</td> <td>改善 2 件</td> <td>勸奨 1 件</td> </tr> </table> <p>簡便的な例外処理を認めている開始時の処理で単純ミス、判断ミスが多発している。金額的にも多額な指摘が多い。 開始後(平成28年度)の資産取得登録においても、計上漏れなどのミスが多く発生している。 建設仮勘定を経由すべき取引に関する指摘も散見された。 基本的に内部統制が整備されていない。(個々の改善以前)</p> <p>【監査所感】 【テーマ3】 【テーマ4】 及び 【監査後記6】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 固定資産台帳の作成実務はまだ定着しているとは言えない。現状は補完的な位置づけとは言え、大分県が公表している「統一的な基準に基づく財務書類」に影響するので、適正な固定資産台帳が作成されるような仕組み(システム改修を含む)と内部統制を順次整備する必要がある。 2) 取りあえずは、開始時・開始後における単純な処理ミスや建設仮勘定への計上漏れの是正と開始後の固定資産の登録単位の見直し(精緻化)が急がれる。 3) 最終的に固定資産台帳と貸借対照表の整合性を確保する期末の手続的なプロセス(更新手続)を確立する必要がある。 <p>【監査後記6】</p> <p>インフラ会計の問題 企業会計はマーケットの存在を前提とし、経済合理性を基礎にしたビジネスモデルにおける会計慣行が確立しているが、公会計では、マーケットの存在を必ずしも前提とせず、さらに国民・住民の厚生増大を目的とし、政策が重要な影響を与えている。 特にインフラ資産の会計では、その相違が際立って影響するので、企業会計の手法だけで対応できるかは疑問。インフラ会計が社会的に成熟していない状況で、「整備手引き」に依拠して固定資産の会計処理を行おうとしている。 県の会計処理については個々には違和感のある処理もあるが、本監査(会計監査ではない)においては、結論的な指摘を行うことは避けて、別に(個別に検討を要する固定資産の会計処理)の記載区分を設けている。現時点では正否の判断はできないが、当面このまま処理を継続するとしても将来的に処理を変更することになる可能性もある事項として、留意願いたい。</p>	指摘事項	開始時の処理	不備 13件	改善 - 件	勸奨 1 件		開始後の処理	不備 7 件	改善 2 件	勸奨 1 件	<p>【テーマ3】固定資産台帳の修正と精緻化</p> <p>意見6 固定資産台帳登録の過年度誤りの修正作業について (P141) 実務が定着していないことによる処理ミスや判断ミスの発生事例が多々ある。過年度の誤りを修正する期間を設定して、広く精査し、集中的に修正作業を行うことが必要。</p> <p>意見7 開始後の固定資産の登録単位(記載単位)について (P143) 開始時の一括的な資産計上から、開始後は「現物と照合が可能な単位」「取替や更新を行う単位」で登録するような精緻化が必要である。同じ道路や港でも一般道と林道、港湾と漁港で登録単位が全く異なるのも問題である。(要ルール整備)</p> <p>意見8 金銭の授受を伴わない取引の処理について (P145) 寄附・寄贈、除却等の金銭の支出を伴わない資産の異動が実際に生じた場合の処理方法について、ルールを明確に規定したものを整備すべきである。</p> <p>意見9 資本的支出と修繕(補修)の区分作業について (P146) 資本的支出と修繕費を区分する作業を、起工伺いを起票する段階で行っているが、そのチェック作業は、期末の固定資産登録時に集中しており、量的に膨大となっているので、起工伺いの段階で第三者が随時又は順次チェックする方法を検討すべき。</p> <p>意見10 資本的支出への細かな対応について (P146) 補修に合わせて機能アップするような改造工事(改良)が行われるようなケースへの対応を明確にする必要がある。〔101処理と103処理の分解登録〕</p> <p>意見11 固定資産台帳への登録に係る内部統制について (P148) 固定資産の会計処理は、長期間に渡り影響を残すので、手続的なプロセスを構築するとともに、判断ミスを防止するような基準や実務的なガイドラインを作成して、研修により職員の理解を高める等、十分な内部統制を整備し適切に運用する必要がある。</p> <p>意見12 固定資産台帳への登録のタイミングについて (P149) 処理すべきものが量的に多い場合、内部統制を機能させる(ミスを防ぐ)ためには、時間的な余裕も必要である。随時登録が可能であるにもかかわらず、固定資産台帳への登録を期末後にまとめて行うことは、内部統制の観点からは好ましくない。</p> <p>【テーマ4】固定資産台帳システムと新地方公会計制度との連動</p> <p>意見13 固定資産台帳と貸借対照表価額との整合性確保について (P153) 期末に固定資産台帳と貸借対照表の残高不一致の発生防止及び発生した場合に原因を発見・調整する手続について、内部統制を構築する必要がある。</p> <p>意見14 建設仮勘定が発生するケースの把握整理について (P153) 建設仮勘定が発生するケースを把握して、整理する必要がある。それに対応して、財務会計側の処理と固定資産台帳(建設仮勘定台帳)側の登録処理とが整合するようなシステム連動や内部統制が確立されているか検討すべきである。</p> <p>意見15 建設仮勘定からの振替漏れの確認について (P154) 工事完成に伴う建設仮勘定から本勘定への振替については、固定資産台帳上と財務会計上の両方で振替漏れが発生することが考えられるので、原課と財政課のどちらが整理するか、建設仮勘定のデータの受け渡しをどちらが行うかも重要(要再検討)。</p> <p>意見16 固定資産台帳の更新スケジュールについて (P155) 毎年適切に更新していくためには、先進団体の固定資産台帳の更新スケジュールも参考にしながら、財務諸表の公表の時期を睨んで予め1年間の更新スケジュールを作成して関係者と共有し、計画的に進めていくことが重要である(要再検討)。</p>	<p>整備手引き 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(総務省)</p> <p>公会計コード 一種の仕訳パターンコード。借方貸方の勘定科目を設定せずにシステムが自動的に仕訳をおこなうためのコード。</p> <p>使用例 101処理 (資本的支出) インフラ資産の取得(新規・改良) インフラ資産又は建設仮勘定(B/S)</p> <p>103処理 維持補修に係る支出 維持補修費(P/L)</p> <p>建設仮勘定 未完成の段階で前払いをした支出等を工事が完成するまでの間記録しておく貸借対照表上の勘定。整備手引きでは、これに対応して、固定資産台帳側も建設仮勘定台帳を作成して管理することになっている。</p>
指摘事項	開始時の処理	不備 13件	改善 - 件	勸奨 1 件									
	開始後の処理	不備 7 件	改善 2 件	勸奨 1 件									

主な監査の着眼点	監査結果のポイント	監査の結果に添えて提出する意見	用語の説明等
<p>『賢く管理する』(最適管理)、『賢く利用する』(最適利用)ことを目指してのマネジメント</p> <p>注記</p> <p>大分県においては、方向性も定まっていない状況であることを確認したのみで、実行レベルでの監査対象とはなり得なかった。したがって、方向性に係る提案的な意味で右を記載している。</p>	<p>【監査後記 1】</p> <p>公共インフラマネジメントと最適利用</p> <p>公共事業におけるインフラマネジメントを、管理責務を担っている公共主体の観点から言い直すと、次のようなことになるが、これらは相互に関連する。</p> <p>施設利用者、国民等に最小費用で最大限の満足度を与える適正な管理水準の下で、適切な維持管理計画を策定し実行する</p> <p>現有資産を最大限に有効活用させるため、様々なソフト施策の充実を図り、公共サービスの向上に努める</p> <p>社会・経済情勢の変化や人口の移動等により、これまで活用されていたインフラ資産の利用が低下したり、代替的な施設が建設されたため、旧施設の利用が少なくなったりすると、現有資産の有効活用の問題 が浮上する。</p> <p>しかし の観点からは、利用者が一人でも残っている限り、一部施設であっても簡単に統廃合はできず、維持管理コストが発生し続けることになる。利用形態や用途の変更も地元の理解が得られないと容易ではない。</p> <p>そこで「市町村へ移管する」といった方針が、大分県行財政改革アクションプランで記載されることになるが、市町村も財政難である。そう簡単には引き受けられないし、少子高齢化、過疎化、担い手不足といった現状を踏まえると、むしろ県より市町村の方が既に深刻な状態にあると推測される。</p> <p>今後は、公共インフラマネジメントの上記の本質論を十分に踏まえた上で、全県的・広域的な視野の中でインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定するとともに、特に利用度が低下した場合の物流インフラについては、市町村のみならず地元利用者とも協議を深め、最大限の有効活用を図る仕組みの構築(協議の場づくり、活用事例の研究等)を考える必要がある。その努力をした上で、道がなければ、廃道・廃港に理解を求めるというステップを踏まざるを得ないと思われる。</p>	<p>【テーマ 6】公共インフラマネジメント(最適管理)に向けて</p> <p>意見 20 予防保全と事後保全について (P161)</p> <p>公共インフラ施設について、事後保全に追われつつ、将来、全面的に予防保全に移行する方針としている観がある。予算や人員等の制約や費用対効果等の観点からは、全てのインフラ資産について予防保全とすることが最適管理なのか再度検討が必要。</p> <p>意見 21 機能保全レベル(維持管理水準)の設定について (P164)</p> <p>現状、道路・港湾ともに、点検結果に基づく補修を行う際、施設の「健全度」のみを基準として、事業着手の順序を決めている。しかし、いつまでも健全度のみを目安にすると、事後保全型の対応から抜け出せないため、優先度の考え方も取り込み、暫定的でも機能保全レベル(維持管理水準)を施設毎に設定すべきである。これにより予算の制約がある中でよりバランスの良い事業採択の基準を構築する一歩になると期待できる。</p> <p>意見 22 劣化予測とライフサイクルコスト(LCC)について (P168)</p> <p>道路・橋梁・トンネル等については、劣化予測やライフサイクルコストの算定を行っていない。合理的な算定方法が未だ確立されていないためとしているが、過去の実証データや研究知見によりある程度合理的な見積りは可能である。これらを活用して劣化予測やLCCの算定を行い、トータルコストを行動計画に反映させるべきである。</p> <p>意見 23 長寿命化計画等における定量化の研究について (P169)</p> <p>予算の平準化や長寿命化の効果をどのように測定するかは、LCCが関係してくるものと想定されるので、LCCの算定・集計について、簡便な方法から始めて次第に精度を高めながら効率的な方法を模索することが求められる。なお、このような定量化に係る問題については、インフラ関係者で研究会を発足させて組織的に推進すべきと考える。</p> <p>まとめ (報告書では、意見 5 PDCAサイクルを回す組織体制の構築に含めて記載)</p> <p>今後、必要な体制を整備し、必要な予算を確保し長寿命化対策を計画的に執行することにより中長期的に維持管理・更新費用の平準化を図るとともに、国等の動向も見据えて予防保全の知見を早期導入し、トータルコストの縮減を目指す必要がある。</p>	<p>優先度</p> <p>施設(構造物)の重要度、利用状況、確保すべき機能及び施設の健全度から評価点を算出して機能保全対策の優先順位を決めることを意味している。</p> <p>ライフサイクルコストの算定のイメージ</p> <p>老朽化予測、対策の実施周期、ライフサイクル期間中の対策コストの集計といった作業を各々の施設毎に、かつ選択可能な対策シナリオ(機能保全レベル)別に行って、最善のシナリオで確定する。</p> <p>予算の平準化のイメージ</p> <p>予算の平準化は、施設、管理単位としての施設の集合体、施設類型、全庁レベルと段階的に行うことがイメージされる。</p> <p>また、公共インフラを構成する膨大な数の施設(構造物)毎にLCCを算定して積み上げることを前提として、それぞれのレベルでの目標値の設定が可能となる。</p>

その他の監査後記

2 維持管理における市町村との連携	4 技術革新	5 財務書類等の活用
<p>インフラ施設については、県で造成したものを市町村へ移管したものや当初は県が管理していたが、諸般の事情で所有権は県のままで市町村に管理移管したものが多く存在する。移管を受けた市町村では施設の造成に係わっていないため、管理に関するノウハウを持ち併せていない、市町村の人員(特に技術職員)が不足している等の理由で市町村だけでは長寿命化のための維持管理・計画策定などを行えないのが現実とも思われる。</p> <p>そこで、これら市町村へ移管した施設については、県と市町村が協働して長寿命化計画を策定し、連携して維持管理を行う必要が生じる。具体的には、これら施設の所管課が市町村に対して、施設管理に関する指導を行うことや人的資源の応援体制、施設情報の共有体制を整える必要があるのではないかと考えられる。</p> <p>今後は、このような市町村との連携も含めて長寿命化計画(行動計画)を見直し、大分県管理指針の改訂にあたり、検討事項していただきたい。</p>	<p>維持管理コスト自体を縮減するには、耐久性の高い構造物の開発、点検・診断技術や対策工法の技術革新を待たなければならない。この点も踏まえ、インフラ長寿命化基本計画では、目指すべき姿の一つとして、「安全で強靱なインフラシステムの構築」を掲げ、次のようなことを考えている。</p> <p>「メンテナンス産業」を育成して、民間開発を活性化させ、世界をリードする輸出産業へと発展。</p> <p>点検・診断、修繕・更新等において、「新技術」を積極的に活用</p> <p>国は資格・研修制度等を充実、技術開発・導入を推進(体制強化)</p> <p>このような流れの中で、大分県としてもこの分野の技術革新に取り組むことは、県内産業の育成にも寄与する。例えば、ドローンによるインフラ施設の点検・診断技術の開発への取組【先端技術イノベーションラボ(Ds-Labo)】等に期待する。</p> <p>総務省も地方自治体への財政支援を決定(平成 31 年 2 月 7 日官庁速報)</p>	<p>大分県において新地方公会計による財務書類や固定資産台帳をどのように活用するかは、今後の課題であり、他の地方自治体の事例等も踏まえて研究を進めていただきたい。</p> <p>整備手引き</p> <p>公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出すること</p> <p>公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用することも考えられる。</p> <p>財務書類等活用の手引き</p> <p>マクロ的視点...財政指標の設定、適切な資産管理</p> <p>ミクロ的視点...セグメント分析(予算編成、行政評価等)</p> <p>情報開示...行政外部での活用</p>

(注) 1. 主な監査の着眼点の記載順序は紙面の関係で監査結果報告書の記載順序とは異なっている。また、報告書完成後、再考しながらまとめたため、原文から表現を見直し、加筆した箇所もある。
 2. 紙面の関係で詳しく記載できないため、監査結果報告書を適宜参照願いたい事項については、参照頁を記載している。